

野^の里^{さと}と古代丹^{たん}後^ご道^{どう}

—— 野里の所在とその周辺の古代寺院について ——

芝田 寿朗

はじめに

平成5年、当館の常設展示の改善において若狭国府や古代寺院の展示を担当させていただいたが、若狭国府についてはほとんど解明されておらず、十分な解説ができたとは言えない。このため平成6年度から国府周辺調査として、若狭国府そのものと国府周辺の古代社寺や交通路についての文献資料等の調査を行った。若狭に所在の密教寺院のほとんどが古代からの歴史があり、国府との関連においても発展して来たことを考えると、国府立地は若狭の古代寺院や仏教美術を考える上でも重要な懸案の一つとなっている。

さて、若狭国府の所在地については、すでに先賢によって諸説が出され、古くは小浜市府中集落、近年には府中・遠敷集落間の地帯が国府推定地として提唱⁽¹⁾されたが、その後の調査や研究の進展から最近では律令期の遺跡分布や出土資料から推定して、さらに小浜平野（北川流域）東方の小浜市国分集落・太興寺集落・平野集落にかけての地域が注目されており、これに深く関連するものとして、都と若狭国府を結ぶ北陸道若狭支路、およびこの沿線に置かれた駅家の位置も重要視⁽²⁾されてきている。

若狭支路上の駅家については、早くから『延喜式』の「兵部省諸国駅伝馬」の記載⁽³⁾によって平安時代に置かれた駅家である「弥美」・「濃飯」の2駅が知られており、若狭の先賢伴信友の考証（『若狭舊事考』）により、弥美駅家は三方郡美浜町の郷市集落、濃飯は遠敷郡上中町の野木集落がその所在地として推定されてきた。

その後、戦後になって平城宮跡からそれぞれ「葦田駅子」・「玉置駅家」・「野駅家」の3駅家名を記した木簡が新たに発見され、『延喜式』編纂以前にこのルート上にそれまで知られなかった幾つかの駅家が置かれていたことがわかってきた。

これによって、奈良時代の若狭国府周辺では、国府最寄駅として玉置駅家、もしくは野駅家が置かれていたことが推定され、その比定地として現在も地名の残る上中町玉置集落と、以前から『延喜式』の記載の駅名や『和名類聚抄』（以下『和名抄』）記載の野里郷の文字考証から濃飯駅家所在地とされてきた同町野木が注目されるに至った。

ところが、奈良時代の駅家は、およそ卅里（約16km）⁽⁴⁾ごとに置かれていたことがわかっており、これから考えてこの両比定地の玉置と野木があまりにも近いことから、玉置駅家は天平勝宝4年（752）に「玉置郷五十戸」が東大寺封戸に施入されたことによって、わずか0.5km西方の野木へ移され、玉置駅家は廃止されたとする考え方⁽⁵⁾が提起され、その後平安時代になって従来説の通り野里が濃飯に変わったとする理解がなされてきた。すなわ

ち、濃飯駅家は野駅家と同地とし、現在の野木であろうとする解釈⁽⁶⁾がなされて来たのである。

しかし、最近では、玉置から野木への隣接地移転や駅家名変更には疑問も出され、新たに交通の要衝や都への便宜等を考慮し、平安時代の濃飯駅家として、上中町吉田集落⁽⁷⁾や熊川集落⁽⁸⁾など、今までになかった推定地も検討されるに至っている。

以上が、若狭国府推定地及び当時の駅家に関して発表されてきたこれまでの経緯であるが、いずれの推定地からも国府や駅家の存在を示すような確たる資料の発見もなく、各説はほとんど進展を望めない状況のままである。

ここでは、過去に出された諸説を念頭に、特に小浜市を流れる南川下流域に着目し、木簡記載文字からこの地域に野里を推定し、駅家や古代道・古代寺院について不十分ながら一つの考え方をまとめさせていただいた。不整合な点多々あり、今後検討を要する課題も甚だ多いが、大方のご叱正、ご教示を仰ぐものである。

1. 野郷野里の推定地

これまで若狭国野郷野里の比定地について、歴史的には伴信友の『若狭旧事考』⁽⁹⁾に詳細な研究があり、『和名抄』記載の「野里」の郷名から、野里を古くは「野伊」として上中町野木に比定し、『延喜式』記載の濃飯駅家を同地とする説が唱えられてきたのは前述の通りである。

その後、近年になって平城宮跡から玉置駅家記載の木簡と野駅家が記載された木簡が発見され、若狭国府周辺の奈良時代の駅家の存在が判明してきている。

それに伴って両駅家の推定地である玉置集落と野木集落があまりにも近過ぎるという問題も指摘されたが、玉置駅家は、天平勝宝4年に玉置郷五十戸が東大寺封戸となったことによって野里へ移転し野駅家となったとする説が出され、現在最も有力な説となっている。

ここで改めてこの「野里」に注目し、野郷、あるいは野里、野駅家が記載されている飛鳥京跡・藤原宮跡・平城宮跡等の出土木簡を、『飛鳥京跡』⁽¹⁰⁾・『木簡研究』⁽¹¹⁾・『藤原宮出土木簡』⁽¹²⁾・『平城宮発掘調査出土木簡概報』⁽¹³⁾・『福井県史』⁽¹⁴⁾・『福井県史研究』⁽¹⁵⁾等に基づいて列举すると、現在次頁別表の9点が報告されている。これらを基に野里について検証を行いたい。

これらはいずれも野郷、あるいは野里の郷里名に続いて人名が記載され、主な内容は調として塩を貢納する木簡である。調塩については、贅とともに若狭の特産品であり、塩は地域的に見れば海岸部の産品ではあるが、すでに『福井県史』⁽¹⁶⁾・『小浜市史』⁽¹⁷⁾等でも指摘の通り若狭の場合決して沿岸住人だけによる納入ではなく、内陸部の農耕を行う人々にも課せられたと見られる一種の租税として内陸の地名を伴う木簡にも見られる特色がある。

また、この多数の木簡に記された人名は、その所属氏族とともにそれぞれの氏族が居住

野郷・野里記載木簡一覧

	野郷・野里木簡記載文字	(西暦)	出土地・参考掲載書
◆	[郡(評)制] 郡を評で表示(調の単位は2斗)		
①	野五十戸 秦勝黒□ 秦勝人二人并二斗	(672~693)	飛鳥京跡出土 『飛鳥京跡』 「第一三一次発掘調査出土木簡概報」
②	野里中臣部石人塩二斗	(694~710)	藤原宮跡出土 『藤原宮出土木簡(五)』
◆	[大宝令施行] 大宝元年、評制を郡制に改編(調の単位は3斗)	(701)	
◆	和銅4年以降、小丹生は遠敷で表示か	(711)	
③	若□國 小丹生郡野里 中臣部乎万呂御調塩 三斗		平城京跡出土
	(裏面) 和銅五年十月	(712)	『平城京左京三条二坊六坪調査報告』
◆	[郡郷里制] 霊龜3年以後、郡郷里で表示(それまでの里が郷に)	(717)	
④	若狹國遠敷郡 野郷野里 秦人文屋調三斗		平城宮跡出土
	(裏面) 九月		『平城宮木簡(一)』
⑤	若狹國遠敷郡 野郷		平城宮跡出土
	(裏面) 養老六年八月	(722)	『第十九回木簡学会研究集会報告資料』
◆	[郡郷制] 天平11~12年以降、里を廃し郡郷で表示	(739~740)	
⑥	若狹國遠敷郡 野里相臣山守 調塩三斗		安堂遺跡(大阪)出土
	(裏面) 天平十八年九月	(746)	『福井県史』
⑦	若狹國遠敷郡 野郷土師小□ 白米五斗		平城宮跡出土
	(裏面) 天平勝宝□ □	(749~756)	『平城宮発掘調査出土木簡概報十九』
⑧	若狹國遠敷郡野驛家 大湯坐連× 御□×		平城宮跡出土
	(裏面) 十月十五日		『平城宮発掘調査出土木簡概報十五』
⑨	遠敷郡 野郷矢田部諸人 御調塩三斗		平城宮跡出土 『平城宮発掘調査出土木簡概報十九』
参	玉置驛家三家人黒万呂御調三斗		平城宮跡出土
	(裏面) 天平四年九月	(732)	『平城宮木簡(一)』
参	若狹國三方郡葦田驛子 三家人國□ 御調塩三斗		平城宮跡出土
	(裏面) 黒米一斗一升(異筆・転用か)		『福井県史』
参	天平勝宝4年玉置郷五十戸東大寺封戸となる	(752)	「造東大寺司牒」

(木簡の記載文字は『福井県史』に従い、それに飛鳥京出土木簡等・参考資料を加えた。記載順序は年代の古い順に上げたが、平城宮出土の年代不明木簡の内④は推定位置へ置いた。また⑧⑨は年号不明で前後する可能性があり、仮に番号を付し列挙した。)

した土地、ひいては起居する地名に深く所以があると考えられることから、木簡記載の氏族人名にしぼって見てもかなりの貢納主の居住地を探り出すことができるものと考えられる。このような観点から、まずそれぞれの木簡に記入された文字を検討したい。

さて、別表一覧から野郷・野里に関連の木簡を検証すると、①から「秦黒□・秦勝人」、②から「中臣部石人」、③から「中臣部乎万呂」、④から「秦人文屋」、⑥から「相臣山守」、⑦から「土師小□」、⑧から「大湯坐連×」、⑨から「矢田部諸人」がそれぞれ抽出できる。

これらは野郷・野里に当時居住したと推定される人物の名前であり、人名は深く地名とかわることを考慮すると、この里内にこれら氏名の痕跡が地名・字名として残されていることも考えられる。

また、野郷・野里の推定地を考えるため現在の地名・字名として残る地域を推定して行くに際して、まず初めにこれらの記載文字について古来推定地とされてきた上中町野木集落・玉置集落周辺の地図や地籍図等を調査したが、残念ながら現在では野木および玉置周辺では関連すると思われる大字・小字は、野木周辺で野田、小浜市平野²⁸、上中町日笠で野寺、玉置で野森など「野」に関するものばかりであり、これ以外にこれら木簡の記載文字に関連すると思われる字等を拾い上げることはできなかった。

そこでさらに範囲を広げて遠敷郡内を眺めると、地図上では予想外の小浜市に入るが、明確な集落名として「谷田部」を見出すことができる。この小浜市谷田部集落は、同地に所在の谷田寺の「谷田寺縁起」（近世初期成立・谷田寺文書²⁹）に「若狭國遠敷郡矢田邊里」と記載があり、古くは現地で木簡記載の「矢田部³⁰」と同じく「矢田」が使われていたことが判明する。

これから⑨木簡の「矢田部」が谷田部にあたるのではないかと推定できる。

これを手掛かりに、谷田部周辺を上記①～⑨の木簡記載文字と比較しながら照合して行くと、谷田部の南西に小浜市相生集落があることに気づく。

この相生に注目し、⑥の「相臣山守³¹」と比較して、これを「あい・おみ」、すなわち「臣」を「おみ」から「おい」と読むとすれば、「あい・おい」となり、「相生」が想定できる。

同様にして、木簡②③の「中臣（部）」を、「なか・とみ」・「なか・おみ」から、「なか・おい」とし、「なか・い」と解釈すれば、南川流域の谷田部と相生の間に小浜市中井集落があり、ここに比定することが可能ではないかと考えた。

ところが、相生³²・中井³³の集落名は、明治6年の敦賀県区分の第三大区ではなく、明治12年頃から両村が口名田村の大字となる同22年頃の間に新しく付けられた集落名であることが明らかとなった。それまで南川流域にあった桂木村と窪谷村を併せて相生村とし、五十谷・飛川・新滝谷・滝谷を中井村とした。これらの集落名はいくつかの小集落を統合して新しく付けられたもので、その起源には残念ながらそれぞれの地域での歴史的な根拠が

なく、ここでは取り上げる地名ではないことがわかった。

しかし、もう一つの「相臣山守」の比定地として、「相臣（部）山守」から、「あい・おい・やま・もり」の「相」を「あ」と解釈すると、「あ・おい・やまもり」と読むことも可能と考えられ、現在小浜市街地の西端海岸部に青井集落⁹⁴があって、「青井山」も古くから若狭小浜の名所として知られていることから、小浜市青井集落の可能性も見出せるのである。

この青井は、谷田部と山を隔てた背面の海岸部にあり、小浜の西端に位置し市街地の一部となっているが、中世には谷田部と同じく今富名に属していたことも確認できる。特に青井は海に面した入江として港の好適地にもあり、この地の浜ではまだ確認はされていないが塩生産の可能性も考慮される適地である。

ここまでは木簡文字の読み方と現在の地名との比較考証であり、谷田部を中心とする現在残されている集落名を地図上で拾い上げ、推定によって木簡記載文字に当て嵌めたに過ぎない。

しかし、木簡④にある「秦人文屋⁹⁵」、同⑦にある「土師」は、現在この周辺の地図上にその文字を残す集落もなく、地図との比較照合は比定地を見つけることができない。特に①にも「秦」の記載があるが、秦氏は他の木簡からも若狭各地にかなりの居住があり、この地域内でも「秦」だけを取り上げてその所在を押さえることは、関連する字名も全くなく不可能である。ただ、古代まで溯るかどうかわからないが、小浜市田烏と同じくこの地域の相生集落（窪谷）に秦を姓とする家が実在したことがわかっている。

そこで、この地域の古記録や地籍図面などの資料を探し、それを基に検討を進めた結果、伴信友の『神社私考』巻五の「若狭国神名帳私考⁹⁶」に、小浜の今富地域の神社考証として興味深い記録があるのを発見した。信友は、この著書の中で若狭各地に鎮座する神社について詳細な検証を行っており、現在若狭国内の神社を調査する上では、江戸時代末期の編集⁹⁷ながら大変貴重な資料となっており、驚くべき詳細な事柄が記入されている。

この中で信友は、現在小浜市尾崎集落⁹⁸に鎮座する赤松神社について、当時次の様な記録と検証を残している。

正五位文室前赤松明神

此社いにしへは、尾崎村（古は小崎とも書たり、）の西面を流る名田庄川⁹⁹の向の山麓に在りて、赤松明神とて川ノ神を祭れりといへるを、後に尾崎村に遷して、今六所（また六社とも、）明神と称ふ社これなりとぞ、さて其舊蹟なりといふあたりに赤松多し、社號の赤松もそれなるべし、今その邊の谷を堂谷といひ、其の山麓を赤松といひ、又其前の川に赤松ガ淵あり、これらおもひ合すべし、但し文室前は未だ考へず、フミヤサキとよみて地名なるべし。

すなわち、現在南川右岸にある尾崎集落は、かつて〔『若州管内社寺由緒記』¹⁰⁰〕によれば

文安元年（1444）以前〕は南川左岸の堂谷⁹⁰にあり、集落の氏神である赤松神社に「文室前」を付けて正五位文室前赤松明神として呼んでいたことを記録する。この「文室前」について地名とするが詳細な意味はわからないとしている。この「文室前」と「秦人文屋」は、文字は違うが、信友の考証の通りその読み方からここでは同意で同じ場所を指すものと解釈すると、木簡記載の「文屋」は、尾崎集落の旧地である小浜市谷田部の東の位置、すなわち野代集落の南川を挟んだ対岸山麓にある小字堂谷を指すのではないかと推定できるのである。

次に木簡⑦の「土師小□」からは、若狭国における古代豪族土師氏の支族の在住⁹¹が明らかと言える。土師氏は、各地に居住が知られ、この木簡に登場するのは若狭の土師部で「小」に続く文字は確認できない。また土師氏は「土部」とも書かれることから、この両方で資料を探すと、明治9年の地籍図『若狭国遠敷郡野代村小字全図⁹²』・『同尾崎村⁹³』に、野代と現在の尾崎の両集落内の小字として「土部」・「北土部」・「新土部」の小字が残されていることが判明する。

従ってこの「土部」を「土師」と同意と考え、この野代と現在の尾崎に残る地字に深く関係すると推定すれば、これによって④「文屋」、⑦「土師小□」はいずれも小浜市野代付近に比定することが可能ではないかと考えられるのである。

もっともここまでは、木簡記載文字の関連と思われる地名が偶然文献等にも記録が残っていたこともあって比較的容易であったが、野里の核心とも言える木簡⑧の「野驛家大湯坐連」についてはこのような検索も出来ず何もわからない。

しかし、「大湯坐」について甚だ安直ではあるが次の推定から一つの問題提起を行いたい。不完全ではあるが、この大湯坐の解明により野驛家のおよその推定位置がつかめるのではなかろうか。

さて、まず手掛かりとなる木簡記載の「大湯坐」は、「オオユエ」と読み、一般に目にすることのできる『国語大辞典』（小学館）によれば、「大湯坐 上代、貴人の幼児の入浴や養育の任に当たった女性の上位の者」とあり、同じく「湯坐」として同意味の内容と「皇子・皇女の養育者をもいう」とある。また、その「連」であることから、当時この野驛家に関係した人物と推定される地方氏族の中でも相応の身分であったことが考えられる。

また、『国史大辞典』（吉川弘文館）によれば、「大湯坐部 壬生部（みぶべ）・乳部とおなじく皇子の養育料のための部民」とある。古代において皇子の養育を職務とした氏族としては、壬生氏がよく知られ、『姓氏家系大辞典』（角川書店）においても、「壬生部ミブベ 職業部の一也。壬生はミブと訓ず。又ニフとも云ひ、丹生の字を宛つ、又生部、壬部等に作る。而して皇極紀に〔乳部・此を美夫と云ふ〕と見ゆるにより、乳部の意にて、皇子御養育に仕え奉る人々、及び其の封民を壬生部と云ふ也。」と記載があり、「壬生部」を「生部⁹⁴」・「壬部」で表すこともあるとしている。

これをこの地域に即した形で考えると、木簡関連の地名の集中する南川流域の比較的狭い範囲で「大湯坐部」・「湯坐部」や「壬生部」・「丹生」、もしくは「生部」・「壬部」を残す地名を現在に伝える場所として集落文字を探すと、偶然であるが、野代の北には小浜市生守集落⁹⁸があり、新たに「生守（いごもり）」の「生」を拾い上げることができる。

しかし、湯坐部＝壬生部とするには問題があり結び付けることはできないが、この生守集落の小字に「上羽座」⁹⁹・「下羽座」があり、「羽座」は現在生守集落で「haza」と読まれている。「羽座」の「羽」は音読みで「う」であるが、現代中国語音「yu」にも通じる「ゆ」と読まれ、「ゆざ」が「うざ」に、そして「うざ」が「はざ」に変化する（もちろん「座」を「e」（え）と読む問題もあるが）可能性もあることから、長い間の「湯坐」の読みの変化とも推定できるのではなかろうか。

これらから、「大湯坐」と言う職業の関連でかなりの冒険ではあるが、仮に「生守」の小字「羽座」に結び付けることができるとすれば、「大湯坐連」の記される野駅家の所在地は同所、すなわち小浜市生守付近の可能性があると考えられる。

これまで谷田部より下流の南川流域は、早くから国府と言われた¹⁰⁰府中集落を除けば古代遺跡や集落跡も発見されず全くの空白域となっていた。これは南川の氾濫が激しかったため遺跡が地下深くに埋もれて存在するためか、もしくは地域の開墾・開発そのものが新しいと考えられて来たが、最近になって野代周辺で律令期の土器が出土¹⁰¹することが知られ、旧尾崎（堂谷）に古墳が相次いで確認され、既述の通り野代などに「土部」等の小字の分布もあり、更に振り返れば奈良・平安時代の創立を伝える谷田寺・円照寺・妙楽寺・野寺などに多数の仏像が残されていることから、少なくとも平安時代初期には南川下流域で谷田部集落と境を接する幾つかの集落があったことも窺えることとなった。

これに加えて、前述の通りこの地域では木簡記載文字に相当する地名と考えられる谷田部・青井・野寺・野代・土部・文室前・羽座など幾つかの字名の分布が掴めることから、野里の比定地として、「野」の一文字以外あまり野郷や野里の木簡と関連すると思われる字名の上げられない上中町野木集落周辺よりも可能性があると言えるのではなかろうか。

また、中世・近世の古文書等に「野田井」¹⁰²（野の田井か）として記される野代集落、野代のやや北にあって山麓に野寺（寺院）のある野寺集落（現在野代集落に含まれる）など、現在も明らかに集落名に「野」を残している地域と、唯一木簡に「野郷野里」が記される尾崎集落の旧所在地堂谷（文室前）、および駅家所在の可能性があると見られる生守集落にかけての比較的国府に近い範囲¹⁰³を、野郷野里の中心部として捉えることができるのではないかと考える。

2. 野駅家の所在と古代丹後道

これまで、奈良時代の北陸道若狭支路の駅家としては、越前国敦賀の北陸道松原駅家¹⁰⁴

から分岐して若狭に入り、弥美駅家⁴²、葦田駅家（木簡記載駅）、玉置駅家（^々）もしくは〔天平勝宝4年以降は〕野駅家（^々）を経由して若狭国府に至る道をとるか、又は、近江国高島郡に置かれた三尾駅家⁴³で北陸道本線から分岐して若狭に入り、玉置駅家⁴⁴（^々）もしくは〔^々〕野駅家（^々）経由で直接若狭国府に至る道⁴⁵が想定されてきた。

前述のとおり、この南川下流域に木簡関連と思われる5つの地字を拾い上げることができたとしても、これは偶然の可能性もあり、決して野里所在の決定的な根拠とはなり得ないことは明らかであり、地字等に限っての考証の結果たまたま野木集落周辺よりも可能性があると見えただけに過ぎない。

これが実情ではあるが、ここで野郷を名田庄村から北に流れ小浜湾に注ぐ南川流域一帯として仮定し⁴⁶、その中心地である野里を小浜市生守・野代・旧尾崎・谷田部・青井等の各集落を含む範囲とし、仮に野駅家を生守付近として促えると、以下の4つの問題が生じる。

次に、これらの諸問題を挙げ、現地に即した形でそれぞれに解説と私見を加え検討して行きたい。

1. 玉置駅家と野駅家の並立

平城宮跡からは野駅家を記載する木簡⑦の「野驛家大湯坐連」が出土しているが、残念ながら年号が不明で、天平4年（732）の玉置駅家記載木簡と同時期もしくはそれを溯るものかどうかは判断できない。

野駅家を記載する木簡が玉置駅家記載木簡と同時期、もしくは溯れば、野駅家を生守付近と仮定した場合、若狭国府推定地（遠敷・松永）を挟んで玉置・野の2駅家が並立したことともなる。当時の駅家間の距離は「令義下」には一応卅里（約16km）とされており、たとえ並立したとしても玉置駅家・野駅家両駅家間の距離がわずか約6kmでは十一里ばかりで半分にも満たず近過ぎる。

また、『平城宮発掘調査出土木簡概報（十五）』によれば、野駅家記載木簡の出土した平城宮跡南北溝S D 3297の同じ堆積層からは天平勝宝年間（752）以降玉置が東大寺封戸となったことで移転したと見る考え方が有力で、同時に2駅家が並立して存在したかどうかについては、今後年号記載の野駅家木簡の発見が期待される所であるが、並立の可能性は薄いものと考えられる。

なお、旧来の説（野木）のままで玉置駅家と同年代、もしくはそれを溯る年代の木簡が発見されれば、並立としては第一に駅家間の距離が近すぎるのが問題となり、背景となる野（里）郷⁴⁷の位置も、遠敷郷・丹生郷・玉置郷など若狭の郷の最も密集する地点において大きな問題となってくるのではなかろうか。

2. 野駅家の推定地が古代国府推定地（遠敷・松永）よりも西に飛び出す場合

野駅家を生守付近と仮定した場合、野駅家の推定地が古代国府推定地（遠敷・松永）よりも西に飛び出すこととなり、これは平安時代以前の若狭支路につながる道路が若狭国府を経て丹後にまで続く可能性をも示唆しており、この沿線上にまだ幾つかの駅家が置かれていたことを暗示しているのではなかろうか。

全国的には、国府を過ぎて海路を取り他国に至る場合、『延喜式』によって、都側から見て駅家は国府を過ぎた海岸部に位置する出雲国（至隠岐）や越後国（至佐渡）などの例⁴⁹が推定され知られているが、若狭から丹後国等に至る海路を記した記録はない。一方で遠敷郡の西の端の青郷などへ向かう途上で船が使用されたことも十分考えられる所でもある。

特に若狭国の場合は、青郷や木津郷などの海岸部の主要産品として知られる御贄を貢納する特異な事例があり、生産地と都を結ぶ連絡のため異例とも言えるがあえて国府を過ぎた海岸近くに駅家を置いた、あるいはさらに若狭国西部地域に幾つかの駅家が置かれていた可能性が全くないとは言えないのではなかろうか。

3. 野駅家と濃飯駅家が同地かどうか

これまでの見解では、玉置駅家は天平勝宝4年（752）、玉置五十戸が東大寺封戸となったことで一旦は野、すなわち野駅家（平城宮木簡記載）の推定地である上中町野木に移転し、平安時代に入って野がそのままの場所で濃飯駅家（『延喜式』掲載）に変化したと考えられており、野駅家が野郷野里にあったとすれば、ひいては玉置郷のすぐ側に野郷があったこととなり、遠敷郷、玉置郷、丹生郷の接近する中で、郷の位置からも検討を要することとなる。また一方で、南川流域での野郷の存在はそれまで空白であったこの地域の古代郷名を満たすこととなるのではなかろうか。

ここで野駅家を南川下流域に仮定し、野駅家がそのままの位置で濃飯駅家となったとすると、平安時代においても若狭国府推定地を過ぎてから国府最寄り駅が置かれたこととなり、全国的な国府最寄り駅の設置場所から考えると極めて不自然であり、野木へ移されたほうが国府最寄り駅としては理にかなうと言わなければならない。つまり、野と推定される小浜市野代付近より再び濃飯と推定されてきた上中町野木や小浜市平野付近など国府より少しでも都に近い方へ移転したことも考えられるのである。

しかし、若狭が御贄を貢ぐ国であるという特色から、重要な贄の産地大飯郡方面に門戸を開いた駅家として、野駅家がそのまま南川下流域で濃飯駅家となった可能性も捨て切れないところだが、残念ながら南川下流域に置いて濃飯駅家の痕跡を示すような文字（字名）等は現在確認することはできない。

また、野木・平野周辺も過去から研究者によって考証されていて、野木説⁴⁹・平野説が

提唱され、平野地籍内にも小字「駒田」・「大農手」等を基に推定がなされているが、残念ながらその地域にも未だ痕跡は確認されてはいない。

4. 古代の丹後道は小浜を避け、現在の野代・谷田郡へ迂回した

野駅家を野代・生守付近と仮定すると、丹後国方面へ向かう道は、若狭国府の推定地を過ぎて小浜市木崎から南川に沿って野代あたりまで溯り、ここで南川を渡り谷田部坂を越えて青井に出、勢坂を越え大飯郡に至る経路を辿ったと推定される。この道は、現在の小浜市街地を経由せず（避けて）、手前の南川下流域で左折し谷田部方向へ向かっていたことが想定される。

これは、当時小浜市街地の西部一帯は海岸と考えられ、特に小浜市伏原付近は、古くは「津田の入江⁵¹⁾」と呼ばれたように入江もしくは海浜であったことが窺え、小浜市男山付近に開口していたものと考えられる。これは、『若狭郡県志』に「後瀬浦」として「傳言、古後瀬山麓八幡社邊市屋之間悉海濱、而處々有茅屋、民人業漁塩矣、然則古斯邊有名後瀬浦處者乎」と記載があって、わざわざ古く海岸であったことを述べている。

従って、敦賀平野と同じく⁵²⁾小浜においても古代初期頃には現在の市街地の中心部が海又は浜堤に囲まれた湖沼・湿地で、ここへ南川が注いでいたことも地形から想像でき、後瀬山のすぐ下まで海岸が及んでいたと推定できる。なお、この辺りの地下には名残と見られる砂層が多いことが知られている。

このようなことから、今では平野部となって、あるいは河川改修によって安定した市街地となっているが、古代道路はあえて河口や海岸部を避けて谷田部坂を越えた可能性があり、中世になって港としての小浜の発展に伴い道路は丹後街道として整備され、小浜市街地経由路に取って代わられたことが推定される。これを裏付けるように『若狭国伝記』・『若耶群談⁵³⁾』に、谷田部坂には西行法師回国の時この坂を越えて詠んだと言う「若狭路やしら玉椿八千代へて 又もこしなん谷田部坂かな」の和歌の記載があり、西行が経由したかどうか確認できないがこの峠を通った伝承⁵⁴⁾があることも古代に街道として利用されていたことを意味するものといえるであろう。

多くの記録や伝承の中で特に注目するところは、小浜八幡宮の遷座に関して、伴信友の『神社私考』にも「當社古は谷田部村に在りけるを、後小濱後瀬山の麓に遷せりと云傳へて、今其跡處なりとて、若宮八幡宮といふ社あり」と草創に関連して谷田部所在の八幡神社がその元宮として伝承されて来たことを取り上げており、小浜八幡神社の正確な創立時期⁵⁵⁾はわからないが、古代末期から中世にかけて小浜市街地の発展とともにその交通の要所ともなった現在地男山に遷座されたのではないかと推定できるところである。

このようなことから、若狭国府を發して丹後へ向かう古代道は、現在の小浜市街地を手前（木崎あたり）で左に折れてやや南進し、生守・野代あたりで南川の浅瀬を渡り、谷田

部坂・勢坂を越えて大飯郡や丹後方面につながっていたことが考えられるのである。

以上の4点から、南川下流域に野駅家が存在した場合に起る問題と、その位置から推定できる古代道の変則的な行程を述べたが、4のみは必ずしも駅家の所在に関連するとは限らないことで、あくまで自然地形に左右される場合があるのは当然である。

なお、奈良時代の若狭支路では、木簡からは弥美駅家名⁶⁹が確認されていないが、現在4駅家（弥美・葦田⁶⁸・玉置・野）の存在がほぼ認められており、これはいずれも若狭国府の東部地域と考えられてきた。ところで若狭支路につながる古代道は贅の運送上少なくとも若狭国内の遠敷郡（後、大飯郡⁶⁹）青郷（木簡）までは確実にあったはずで、国府より西、すなわち丹後国府や丹波国府への連絡路も存在したことが類推でき、この意味からも国府推定地を越えた西部に位置する野駅家の存在は、単に玉置駅家の一時的な移転（駅名変更）と言う解釈だけに止まらず、奈良時代において遠敷郡西部にも駅家が置かれていた可能性をも示しているのではなかろうか。

その後、平安時代になって、新たにこれらの駅が『延喜式』記載の弥美駅家・濃飯駅家の2駅家に統廃合されたことと見られ、弥美駅家は奈良時代の弥美駅家を踏襲する駅家として、国府より東の三方郡の駅家を統合して置かれた駅家と推定され、国府から西へ延びる野駅家を含む遠敷郡域〔大飯郡建郡天長2年（825）〕の駅家を統廃合したとすれば、まず第一に考えられるのは野駅家が濃飯駅家⁶⁸になったと考えるのが最も妥当な見方であろう。

しかし、野駅家が小浜市生守に存在したこととなれば、国府最寄駅家としての便宜上から野駅家と濃飯駅家は別の場所にあったことも当然考えなければならない。もしくは、若狭国の特異性から、贅調達の連絡のために、わざと駅家を国府の東地域（都寄り）よりも国府の西外に設けたのか、そのあたりに若狭独自の理由があるとも考え得るのではなかろうか。今後小浜市生守周辺から駅家関連の遺物や遺跡が発見されない限りこの推定は成り立たないのは当然であるが、上中町野木周辺においても同様のことが言え、ただ野木は国府より東（都寄り）という地の利から大いに分があると思われるが、生守説が成り立つならば両方の地域の比較の上で今後比定地を検討して行きたいと考えている。

3. 丹後道と南川下流域の古代寺院

中世から近世にかけて若狭国を横断し、越前国敦賀と丹後国宮津を結ぶ道路として整備された丹後街道は、小浜市湯岡集落から伏原集落を経由し、後瀬山の山麓を通過して小浜市街地西部にある小浜八幡神社の神前を通過、青井に至り勢坂を越えて大飯郡に向かう。

この行程で注目する所は、小浜町の歴史や地下の状況から見て古代には現在の小浜市街地のほとんどが海浜であったと推定されることから、小浜市街地を経由する丹後街道の発達は主に古代末期からであろうと考えられ、それより古い道路は、「津田の入江」と呼ば

れた入江（湖沼）のあった小浜市駅前町・伏原等を避けて木崎集落から生守集落を経由し谷田部坂を越えて青井に出て勢坂を越えたと推定されることである。

この谷田部坂を越える道路は、近世には小浜から名田庄方面に抜ける道として盛んに利用され、現在残されている幾種類かの地図上でも小浜市青井で丹後街道から分岐し名田庄を経て丹波国へ向かう街道であったことがよくわかる。

しかし、これら近世の地図をよく見比べると、江戸時代の早い時期に描かれた正保2年（1645）の「若狭敦賀之絵図⁸⁹」には、南川河畔東側で丹後街道から分かれて尾崎まで溯り、川を渡って谷田部へ向かう道が描かれており、江戸時代も末期に近くなるに従ってこの道は地図上から姿を消すことがわかるのである。

このことから、利用度や消える年代の特定はできないものの、近世初頭までは「若狭敦賀之絵図」など公式の絵図にも細い線ながら記入される重要な道として認識されていたことがわかり、近世中期以降は、小浜を経由する丹後街道を主な街道として、谷田部経由の道路は青井で丹後街道から分岐し、おもに名田庄方面に向かう街道（丹波に通じて周山街道）となり、尾崎と谷田部の間を結ぶ通路は途絶え、現在に至っているものと考えられる。

なお、古代において、もし野代から尾崎の旧所在地堂谷を経由したとすれば、この国絵図に描かれた谷田部へ川を渡る道はその名残とも考えられるのである。

さて、この通路上の谷田部の若宮八幡神社は、小浜八幡宮の元宮と言われ、この境内には薬師堂があり、12世紀前半の木造薬師如来坐像（福井県指定文化財）が残されている。この像は、木造寄木造りの半丈六像であり、「谷田寺文書⁹⁰」によればかつて同寺の一坊にあった像である事が記されている。現在膝前は後補に代わっていると言われるが、平安後期の都風の優秀な造像例として見逃せない大きな像である。

同じくこの通路からやや山間に入った谷田寺は、若狭を横断する丹後道沿線に沿って点々と残る泰澄大師草創の寺院⁹¹の一つであり、白山神社を鎮守とする。「谷田寺縁起」〔慶長8年（1603）〕によれば、泰澄は養老5年（721）この地に来て千手観音像を自刻して同寺を開いたと記される。現在の木造千手観音立像（重要文化財）は鎌倉時代に造られた像であるが、これも都で製作された像と考えられ、若狭地域の鎌倉時代の仏像としては出色の出来である。谷田寺観音堂は、『若狭郡県志』には初めは現在の堂のさらに山奥の吹越山の中腹にあり、火災の際に本尊が自ら岩の上に逃れた靈異を記しており、室町時代ころまでは天台宗であったことがわかっている。なお、谷田寺は小浜八幡の鍵を預かり別当として近世まで小浜八幡宮を所管したことが「谷田寺文書」の中に記され、その緊密な結び付きを示している。

現在尾崎集落にある円照寺⁹²には、平安時代後期の丈六の大日如来坐像（重要文化財）ほか木造不動明王立像（重要文化財）を初めとする数体の平安仏が残されている。これは、前記の通り、また同寺の伝承の通り最初後瀬山の尾根続きの大日山麓にある堂谷（文室前）

にあって、文安元年に現在地に移転したことが明らかで、仏像も同所から移された。これだけ大きな像を本尊とする寺院ならば収容する堂舎としても相当の規模が想像出来るところであり、この地域での寺院建立や像造活動の大きさをうかがうことができる貴重な例でもある。同寺は、現在臨済宗南禅寺派であるが、古くは真言宗遠松寺と言われ、創建当時の記録は残されていないが仏像の年代や大きさから考えても、かなり古い創建時期が想像できる場所であり、堂谷での由緒が伝えられていないのが残念である。なお、堂谷には寺院の跡は確認されていないが、集落が存在した痕跡があり、最近まで畑や水田が耕作されていたことが伝えられている。

妙楽寺は、草創は養老年中に行基が千手観音像を刻んで山中に安置したことによって開かれたと言われ、延暦16年（797）に弘法大師空海が伽藍を創建したとされる真言宗の古刹である。この地域では天台宗に属した谷田寺と並ぶ大寺として推移し、その勢力は野代だけでなく生守や名田庄の一部などこの谷筋一帯を広く掌握したことが知られている。

妙楽寺本尊は、11世紀前半の造立と考えられる木造千手観音立像（重要文化財）であり、同寺には前後して造られた多数の像が伝来しており、縁起の草創年代には届かないが10世紀頃からの造像活動が見られる。

なお、重要文化財に指定されている遠敷区所蔵大般若経については、伝説として弘法大師が妙楽寺において大般若経を書写された時に遠敷明神が硯の水を運んだ説話があり、妙楽寺と遠敷明神との深い繋がりもうかがえる。これは、遠敷明神である若狭姫神社が鎮座した遠敷が郡家所在地でもあり、また近くに国庁（国衙）の所在も推定されることから、同寺と二宮であった若狭姫神社、およびその背景である郡や国の政治機構との結び付きもあったことが類推されるところでもある。

このように、南川下流域の中でも、その最も下流である和久里や府中を除く谷田部や尾崎、野代周辺は特に古い寺院が密集しており、また残されている仏像も中央風の優れた像が多いことが特色として上げられる。

しかし、この地域と比較するようで申し訳ないが、現在の小浜市街地にはここまで来歴の古い社寺はなく、一概には言えないが、このように現在小浜町に残る寺院の歴史は、町そのものの成り立ちが新しいことから、到底南川下流域の寺院の歴史に及ぶべくもなく、そのほとんどが中世になってから隆興したことが知られており、小浜町の発展や丹後街道の発達とも深い関係があることも推定されている。このため小浜市街地においては、千種の雲月宮（松林寺⁶³）や男山の小浜八幡宮を除いて古代創建伝承を有する社寺は存在しないと言っても過言ではない。

ただ、小浜市青井にある臨済宗高成寺は、南北朝時代に足利尊氏によって全国に建てられた安国寺の一つとして有名であるが、最近の調査で同寺に平安時代に入る仏像が残されていることが明らかになった。同寺の観音堂本尊木造千手観音立像（小浜市指定文化財）

は、伝承によれば後年小浜市遠敷（若狭姫神社周辺）から移された像であることが知られており、年代も9世紀に入る古像であることが判明している。この像は恐らく伝承が語る通り移された像と思われるが、この本尊以外にも10世紀後半頃の造立と推定される木造十一面観音立像があって、この像は本来この地において安置されていたことがうかがえ、青井集落に同寺の前身となる寺院があったことが想像され、残された仏像からも同集落の歴史は少なくとも平安時代の中期頃（さらに遡るであろうが）まで遡ることが推定できるのである。

これら全ては、古代に街道が谷田部坂を経由したことの影響によるものとも考えられ、青井を含む今富地域と小浜地域の文化の発展を考える上でも主要街道の経由や町の発展は重要な事柄であることが理解できるのである。

ま と め

南川の下流域は、古くから小浜市府中集落に国府があったと言われてきたことから、また、中世には若狭国税所領の今富名の中心地と考えられたことから府中集落のみに注目が集まり、流域に分布するそれぞれの集落の古代の状況を地域全体でとらえた解説資料はほとんどないのが実情であった。この流域には成立の古い寺院が幾つか存在するにもかかわらず、個々の寺院の歴史解説のみに止まり地域的な歴史的背景はほとんど解明されていないのが現状である。

今回、この地域で木簡記載の野郷野里に関連すると思われる幾つかの地字が発見され、奈良時代に遡る可能性のあるこの地域の歴史に新たな視点が開けたことは、今までの推定地である野郷・野里、すなわち野木の再検討のためにも安易ながら一つの成果を得たと考えられる。

しかし、旧来の説である野駅家野木説を覆すほどの確実な根拠もなく、大勢は問題を含みながらも従来野木説に傾くであろうが、谷田部や尾崎、野代、青井、生守集落の成立や歴史を考える上で一つの問題提起となり、これらの地域に分布する古代社寺の創建の背景の糸口を手繰る重要な手掛かりとなったと考えている。

今後この地域と野木・玉置との比較において若狭支路上に置かれた駅家が検討され、駅家が存在したと推定される頃に創建される寺院等も眼中に入れて探求を続けたいと考えている。

わずか5つ程の地名ではあるが、これが飛鳥京や藤原宮・平城宮出土木簡の記載文字とかわるか否かで、この地域の歴史にとって果たす役割は大きいと考えられる。相生・中井については、まさかの新しい地名に驚かされたが、反面、古来からの地名がいかに貴重で大切であるかを思い知らされる体験となった。古代の地名、その一つ一つが何らかの形で現代にも行政単位などとして使用され生きているとすれば、まことに嬉しい限りである。

註

- (1)『史学研究』57「国府と条理」米倉二郎氏。
日本歴史叢書25『国府』第四「北陸道の国府」藤岡謙二郎氏。
『地形図に歴史を読む』第四集「10若狭国府と太良荘」金田章裕氏。
『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集共同研究「古代の国府の研究」国立歴史民俗博物館
『歴史地理学会紀要』28「若狭国府・濃飯駅家間における古代北陸道」金坂清則氏。
- (2)『国立歴史民俗博物館研究報告』第20集共同研究「古代の国府の研究続」国立歴史民俗博物館
「若狭とその周辺の古代交通路」木下良氏（若狭歴史民俗資料館特別展記念講演資料）
教育社歴史新書44『国府』その変遷を主にして 木下良氏。
- (3)『国史大系』延喜式後編吉川弘文館。『延喜式』卷二十八兵部省「若狭國驛馬 弥美。濃飯 各五疋。」
- (4)『国史大系』令義解吉川弘文館。『令義解』卷八厩牧令「凡諸道須置驛者。每卅里置一驛。若地勢
阻險。及無水草處。隨便安置。里數。」
- (5)『玉置遺跡』第2次発掘調査報告1983 入江文敏氏（報告書上中町教育委員会発行）
- (6)『歴史地理学会紀要』28「若狭国府・濃飯駅家間における古代北陸道」金坂清則氏。
『福井県史』通史編1 原始・古代 福井県編集発行
- (7)『國學院大學紀要』第三〇卷「国府と駅家」再考—坂本太郎博士説の再検討—木下良氏
- (8)『古代の駅と道』坂本太郎著作集第八卷 吉川弘文館
「若狭とその周辺の古代交通路」木下良氏（若狭歴史民俗資料館特別展記念講演資料）
- (9)『伴信友全集』卷五（株べりかん社発行）「野伊郷 今野木と云ふ廣き里ありて、上中下三村に分
ケ呼へり、此の里舊は野伊と云へりと其里人云傳へたり、志に舊稱野井と、井ノ字を書るは、假
字用格疎クなり、然に和名抄の今本に、野里と書る郷こゝに當れり、されば里ノ字は誤寫にて、
伊を艸ノ手に伊と様に書きたるを、里と見なして誤寫したる者也、」とある。
- (10)『奈良県遺跡調査概報』1995年度「明日香村飛鳥京跡第131～134次、第131次出土木簡調査概報」
1996.3 奈良県立橿原考古学研究所発行
- (11)『木簡研究』木簡学会編集発行
- (12)『藤原宮出土木簡』奈良国立文化財研究所発行
- (13)『平城宮発掘調査出土木簡概報』奈良国立文化財研究所発行
- (14)『福井県史』資料編1古代「四 若狭・越前国関係木簡」福井県
- (15)『福井県史研究』第10号「若狭・越前国関係木簡補遺」館野和己氏 福井県発行
『福井県史研究』第12号「若狭・越前国関係木簡補遺および検索」田中正人氏 福井県発行
『福井県史研究』第16号「若狭・越前国関係木簡補遺3」的矢俊昭氏 福井県発行
- (16)『福井県史』通史編1 原始・古代第四章第二節「人々のくらしと税」館野和己氏 櫛木謙周氏
- (17)『小浜市史』通史編上巻第一章第五節「原始・古代」鬼頭清明氏
- (18)『歴史地理学会紀要』28「若狭国府・濃飯駅家間における古代北陸道」金坂清則氏。
『福井県史』通史編1 原始・古代 福井県編集発行（濃飯駅家に関係すると推定される多数の小字
が上げられている。）

- (19)『小浜市史』社寺文書編（小浜市教育委員会発行）谷田寺文書
- (20)矢田部に関する記録に『政治要略』巻五九「交替雑事勘解由使勘判抄天長四年九月二十三日判（弘仁十三年）（822）若狭前掾矢田部浄継、弘仁十三年任、天長三年解、天長三年六月十日言上」がある。谷田部との関連は不明ながら、矢田部の語源を探る上ではたとえ本文を否定することとなっても事実は事実であり重要。
- (21)相臣は相臣部か（百八十部の内か詳細不明）。
- (22)相生集落は、明治6年から同22年頃に窪谷村と桂木村が合併して生まれた大字である。相生は良き地名として合併時に全く新しく名付けられた名称と考えられる。古くは須恵野村と呼ばれ相生集落南部には平安時代の城ヶ谷窯跡があつて須恵器生産が行われていた（「福井県小浜市相生城ヶ谷窯跡発掘調査報告」1971小浜市教育委員会発行）。また起源はわからないが、現在も若狭瓦製造が行われている。
- (23)中井集落は、相生と同じく明治6年から22年頃に、五十谷村（伊加谷・伊賀谷）・飛川村（日河）・滝谷村・新滝谷村が合併して生まれた。中井の語源は不明ながら集落の中に湿地があつたことからそれに因んで新しく名付けられたとも言われている。古くは相生と同じく須恵野村と呼ばれた。
- (24)『若狭郡県志』（江戸時代元禄六年ごろ編集）には、「青井山 青井池ヨリ青井ト云名有り、下郡青井村 高成寺之主山也、山頭有二固之井、名青井」とある。
- (25)『続日本紀』巻三四宝亀8年（777）正月戊寅に「従五位下文室真人於保為若狭守」の記載がある（『福井県史』資料編1古代）。本文「文室前」との関連は不明。
- (26)『伴信友全集』巻一（明治四十年刊國書刊行會版の覆刻）株式会社べりかん社（昭和五十二年刊）
- (27)上記25『神社私考』『伴信友翁略年譜』に、天保十二年（1841）「神社私考稿成」がある。
- (28)尾崎村の初見は大永3年（1523）の「周榮浄泉池田昌清連署社地寄進状」（妙楽寺所蔵文書）である。尾崎集落が小字堂谷にあつた時、すでに集落名が尾崎であつたかは不明。また、文室前赤松明神の文室前は享禄5年（1532）の神名帳写本（小野寺所蔵文書）にも記載があり、それ以前に溯ることがわかるが、『神社私考』執筆時に信友がどの年代の神名帳から挙げたかはわからない。ただ、「今六所明神と称ふ社これなりとぞ」と記すことから現在地での名称ではなく旧所在地（堂谷）での名称と推定している。〔尾崎村の文安元年（1444）現在地への移転後の名称であつた場合は、現尾崎集落に文室前の地面があつたことを示すのではなからうか。この場合「文室前」は、南川右岸、野代（野田井）集落の南西部となる。〕
- (29)名田庄川は、遠敷郡名田庄村に水源を發し小浜湾に注ぐ南川のことである。南川は、近代に入ってから呼び名で、古記録では名田庄川と呼ばれている。
- (30)『若州管内社寺由緒記上下・同寺社什物記全』原本延宝3年（1675）編集。現存古文書を基に昭和33年に堂谷憲勇氏・山口久三氏が再編。若狭地方文化財保護委員会発行。「尾崎村一六所大明神 一大日如来 右両社は文安元甲子年二月廿八日從堂谷奉移候円勝寺末寺の正明庵も文安元年に堂谷より一度に寺地今の所へ移り候由古老共申伝候」とあり、ここでは文室前は記されない。
- (31)堂谷は、古くに円照寺（遠松寺）の伽藍（堂舎）があつたことから名付けられた地名か。
- (32)若狭での土師氏の在住については、藤原宮出土木簡に「(三方) 評耳五十戸土師安倍」、平城宮出土木簡に「若狭國遠敷郡木津×土師×」、「若狭國遠敷郡木津郷少海里土師電御調塩三斗」があつて、野郷以外にも三方郡耳郷・遠敷郡（後の大飯郡）木津郷に居住が知られ、広く居住したことが推定される。
- (33)小浜市税務課保管明治九年地籍図による。なお、『若狭』第二十二号「若狭国字名一覧」伊藤一樹

氏（昭和53年小浜市公簿より転写）が詳細に小字を掲載されている。

- (34)「生部」については、『奈良県遺跡調査概報』1995年度「明日香村飛鳥京跡第131～134次、第131次出土木簡調査概報」1996.3（奈良県立橿原考古学研究所）に「三形評三形五十戸生マ乎知調田比煮一斗五升」記載木簡があり、「壬生」を「生」で表示している。この他若狭の壬生部については平城宮出土木簡に「遠敷郡木津壬生国足」、「三方郡耳里壬生部□万呂」があり、遠敷郡（後の大飯郡）や三方郡の居住がわかる。なお、飛躍するが「生部」からこの地域が野里ならば野里の生、すなわち野代「野の田井」とおなじく「野の生」も考えられる。
- (35)生守の地名は、妙楽寺所蔵「忠四郎如法経料寄進札」の文明七年（1475）三月十九日の「願主生守忠四郎敬白」が初見である。（『小浜市史』金石文編による）
- (36)(33)同様、小浜市税務課保管明治九年地籍図『若狭国遠敷郡生守村小字全図』による。
- (37)府中の文献での初見は、『東寺文書』（東寺百合文書し）に文和4年（1355）「府中馬四郎」があり、地名としては『小浜市史』社寺文書編「長源寺文書」に長禄2年（1458）「永代売渡申田地事」に「売主若州府中住人弥四郎」がある。若狭国の「府中」は南北朝時代の初見である。また、府中については『若狭郡県志』に「府中村 在上竹原村東、属今富庄、斯國之中央也、相傳、上古之國府在此處矣、至今或称國府」とある。しかし現在残念ながら古代国府を決定づける資料はなく、中世の政治都市と考えられて来ている。
- (38)野代集落の妙楽寺付近、及び野寺周辺で律令期の須恵器の出土が確認されている。
- (39)文献上の野田井（のたい）の初見は、妙楽寺所蔵天文4年（1535）の道高如法経料寄進札の「野田井村」である。「田井」については、日本地名研究所発行の『全国地名研究交流誌地名談話室』No 9（1997）に『若狭の「結い」地名』永江秀雄氏がある。
- (40)古代寺院等の分布や近年の調査の成果から、小浜市遠敷から松永にかけての地域が想定されて来ている。ただし、この範囲内でも天変地異や災害などによる移転が考えられる。
- (41)『国史大系』延喜式後編（吉川弘文館）。『延喜式』卷二十八兵部省「越前國驛馬松原八疋。」とある。また、『福井県史研究』第16号掲載の平城宮出土木簡に「松原駅戸主鴨部□戸山口君少君調塩□斗」があり、越前国敦賀郡松原駅の可能性があるとしている。
- (42)弥美駅家(3)記載。駅家名記載木簡は確認されていない。『若狭舊事考』野伊郷・弥美郷の所に「かくて彌美驛今廢て知らねど、和名抄に、三方郡驛家とある處にて、今同郡郷市村のわたりならむとおもはるるに」、「その地は今の山西郷郷市村のわたりなりしなるべし」とある。
- (43)『福井県史』資料編1古代に、滋賀県高島郡高島町鴨遺跡出土木簡として「遠敷郡遠敷郷小丹里秦人足嶋庸米六斗」があげられている。関連は不明ながら、すぐ近くの三尾里付近に時代は下るが『延喜式』の北陸道三尾駅家が推定されており、背後の山間部を越えれば若狭に至る（若狭支路）。
- (44)『紀要』第三号「木簡に見る若狭の地名」永江秀雄氏 福井県立若狭歴史民俗資料館発行。前掲「一覧」参考に掲載。
- (45)『延喜式』卷二十八兵部省の記載から平安時代の北陸道若狭支路は、越前国敦賀郡松原駅家から弥美駅家・濃飯駅家（若狭国府付近）を経由して近江国三尾駅家に至るか、または三尾駅家、もしくは三尾駅家と近江国韮結駅家の間で北陸道から分岐して濃飯駅家（若狭国府付近）を経由して弥美駅家・松原駅家に向かう道が想定されてきた。駅家名記載の順序では松原駅家からの分岐を示すか。この駅路に関して、『日本紀略』に「延暦14年7月○廿六辛卯。遣左兵衛佐橘入居檢近江若狭兩國驛路。」があり、続いて「延暦14年閏7月○十七辛亥。廢驛路。」がある。『日本後紀』の記録の全文が記入されていないので詳細がわからないが、恐らく駅路検査約1カ月後の近江若狭間の駅路の廃止を伝えるものと推定できる。従って『延喜式』編纂当時には、三尾駅家から濃

飯駅家（若狭国府付近）に至る道路は駅路ではなくなっていたことも想像され、逆に延暦14年（795）以前（奈良時代）は、いつ頃からか不明ながらこの道路（後の九里半越の大部分）が確実に官道であったことがわかるのではなかろうか。最近若狭国の駅路（三尾駅家から玉置・葦田駅家經由松原駅家）を奈良時代の北陸道（本道）とする説が出されている。地元若狭では国内駅路の評価が高まり有り難い話ではあるが、未だ駅家等の位置や駅路の規模について不明点が多く、また近江（韮結駅家）經由よりもかなり遠回りとなり越すべき峠も日数も増えることから俄に判断し難い。木簡から弥美駅家が発見されていないことも気になる所である。近江国から越前国、もしくは若狭に入る道路については『日本古代地理研究』（1985）足利健亮氏・『滋賀県の地名』「総論近江の道」（1991）足利健亮氏、『古代の日本と渡来文化』（1997）三「古代近江の早馬道」山尾幸久氏に詳細な研究がある。

なお、平城京出土木簡の中に、「松原駅 戸主鴨部□戸口山君少君調塩□斗 （裏）天平八年十月」（『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一、『福井県史研究』第16号）があり、この木簡を越前国敦賀郡のものとし山君少君が松原駅家の駅戸（駅子）と見られる（『福井県史研究』第16号より）ならば、敦賀市の黒河川右岸に山集落があり山には小字おしのへ、大字雨谷があり、山部・忍海（おしのみ）部・海（あま）部など古代氏族名が連想される。また、そこが白谷越ルート（至韮結駅家）にあることから、結び付く〔『類聚国史』天長7年（830）の記載もあるが〕かどうかかわからないが、この谷を通る道路の年代も注目されるところである。

(46)野郷を南川（名田庄川）流域全域としてとらえるには問題が多いと思われる。ただ現在古代郷名を推定地域に置くに際して、南側流域は空白となっており、中世に下流地域は富田郷・今富名に含まれるが、古代郷名は確認されていない。

(47)野郷については、木簡標記は全て「野五十戸」・「野郷」である。最も古い写本である『和名抄』（高山寺本）では「野里」となっており、『和名抄』（元和古活字那波道圓本）でも「野里」となっていて「野里郷」とも考えられる。〔諸本集成『和名類聚抄』本文篇（京都大学文学部国語学国文学研究室編）より〕

(48)(7)『国学院大学紀要』第30巻1992による。

(49)『歴史地理学会紀要』28「若狭国府・濃飯駅家間における古代北陸道」金坂清則氏。『福井県史』通史編1原始・古代第四章三節では濃飯駅家に関係すると推定される小字が挙げられている。なお、年代的には溯るが、最近小浜市平野から白鳳時代の外縁に輻線文のある瓦頭（素弁八葉蓮華文軒丸瓦）が発見されており、この瓦が近江系の瓦であることが注目されている。平野は太興寺に近く、位置的にも国府周辺と考えられる距離にある。

(50)『若耶群談』（福井大学本・元禄17年編集）には、「津田入江 後瀬之南、伏原湯川邑里、都称入江、又名細江、傳謂、往昔海水及于此、故有入江名」とある。現在は水田となり市街地となったが古くより若狭八景に上げられる名所であった。

(51)敦賀平野では、古代に海岸部の自然浜堤の発達があり、黒河川・笙の川両河川の河口である内陸部が湖沼もしくは湿地となっていたことが遺跡の分布などから推定されている。小浜でも南川・北川両河川の河口は湿地が多く、同様の状況が考えられる。

(52)『越前若狭地誌叢書』下 杉原丈夫氏・松原信之氏共編（松見文庫）所収「若狭国伝記」・「若耶群談」。

(53)『若狭郡県志』には谷田部坂以外にも「西行清水在下中郡桂木村、傳言、西行上人廻國之時、到于斯處使土人掘之、故名之矣」とあり現在の小浜市相生に西行伝説があったことがわかる。

(54)『続日本紀』卷三十の宝亀元年（770）に「奉鹿毛馬於若狭彦神八幡神宮各一匹」があり、この八

幡神宮を若狭国内社とするか、また現在地での小浜八幡宮とするかで諸説がある。小浜八幡宮について、『稚狭考』に「田縄から谷田部、そして小浜」の経緯を記している。『神社私考』に伴信友の考証がある。また、『小浜市史紀要』第六輯に「小浜八幡宮の草創と遷祠をめぐって」三国正二氏の論考があり、奥田縄八幡平の創祠、谷田部の若宮八幡社から小浜八幡宮への遷祠を述べている。

(55) 弥美駅家。三方郡の古代郷の位置については明らかではないが、『和名抄』（元和古活字那波道圓本）では「駅家郷」が記される。弥美駅家のための郷か。駅家郷は古い『和名抄』（高山寺本）には掲載がない。また、藤原宮・平城宮出土木簡に「竹田部里」があり、その後身と思われる竹田郷は『和名抄』にも記載がなく竹田郷の位置は不明であるが、竹田郷以外にも三方郡に同様の奈良時代の郷があった可能性もある。『三方郡誌』（明治44年福井県三方郡教育会編）の第二編村誌第一章八村一神社に、気山鎮座の「武大神社」があり、明治42年に宇波西神社（三方町気山）境内社の八幡神社への合祀が記されている。「武大」を「タケダ」と読むならば竹田郷との関係も推定される。これによって竹田郷を気山付近に想定できるならば、推定であるが、駅家郷は平安時代になって駅家を含む弥美郷の一部と竹田郷によって成立するのではなからうか。また、この郷の範囲が現在の宇波西神社と弥美神社（美浜町宮代）の氏子（区分）にも関係がありはしないか。

(56) 葦田駅家。平城宮出土木簡は前掲「野郷・野里記載木簡一覧」参考に掲載。推定地は三方町相田付近が想定されている。三方郡衙推定地に近い位置にある。

(57) 『日本紀略』前編一四「天長二年七月辛亥若狭国割遠敷郡建大飯郡」（『福井県史』資料編1古代）にあるとおり、天長2年（825）に遠敷郡から分かれ大飯郡が建郡された。郡家は太飯町本郷付近に置かれたと推定され、この頃『和名抄』にある大飯郷が成立したことが予想される。なお、平城宮出土木簡に「車持郷」があり、車持郷は『和名抄』（931～38）に記載がないが、現在大字として地名が残る高浜町車持集落付近が想定される。車持郷以外にも大飯郡に『和名抄』に掲載されない奈良時代の郷があった可能性もある。また推定ではあるが、天長2年の大飯郡建郡により佐分郷の一部と車持郷が大飯郷となり、車持郷は『和名抄』に掲載されなくなるのではなからうか。

(58) 『延喜式』では若狭支路に2駅家が置かれながら、『和名抄』の駅家郷が弥美駅家のみに付けられたことは、濃飯駅家に郷が必要でない（国府に極めて近い）からか、またはそのための郷を置ける場所がない（遠敷・丹生・玉置・安賀などの郷の密集地に位置する）からか。

(59) 小浜市立図書館酒井家文庫所蔵。参考『小浜市史』絵図地図編（平成5年発行）

(60) 『小浜市史』社寺文書編 谷田寺文書。

(61) 泰澄関係寺院として三方郡では青蓮寺、月輪寺、遠敷郡では谷田寺、長瀧寺、天徳寺、神宮寺（泰澄弟子滑元開山）、大飯郡では中山寺が知られている。

(62) 円照寺の創立は不明。『若狭遠敷郡誌』には、「圓照寺 臨済宗南禅寺派にして本尊は釈迦如来なり、同村尾崎字宮ノ脇に在り、伝云元真言宗にして遠松寺と称し、南川の西堂谷に在りしが頼廃せんとして文安元年今の所に移す。開山は仙室臨済宗に改め、圓照寺と名くと、境内仏堂に大日堂あり、本尊に国宝大日如来彫刻坐像一軀あり、丈七尺八寸、膝幅六尺、胸圍七尺五寸、蓮坐高さ二尺三寸、径六尺五寸にして明治三十四年八月甲種三等国宝に指定さる、大日堂は寛政七年大提の建立坐禅堂にして本尊は天智天皇の御宇仏師春日の作に係り、元堂谷に安置したるものなりと伝ふ。」とある。『若狭遠敷郡誌』大正11年遠敷郡教育会刊。昭和60年復刻福井県郷土誌叢刊（臨川書店）

(63) 『若州管内社寺由緒記』延宝3年（1675）には「真言宗雲浜千種の森雲月宮松林寺は若耶之名区

にて殊千手観音の霊地也 本尊大慈脇士不動毘沙門皆是沙門行基之作也中頃旧記紛失而観音之縁跡不分明 貞観十二庚寅年祇園牛頭天王を勧請す爾後三十五年も経る延喜四甲子年菅相公於安楽寺逝去其翌年菅神帝都へ怨執之時霊客現当国隣山久須屋嶽神影移此千種森（中略）而爰に安置天神之社」とある。なお、文永2年（1265）の『若狭国惣田数帳』には、国領に宮同松林寺があり、寺田の中に松林寺の名があり、神田として天満宮・天王宮・雲月宮・新日吉社の各社がそれぞれ記載される。これらから考えて雲月宮は独立した社であり創立は牛頭天王（廣峰神社）よりも古く、松林寺は雲月宮の神宮寺（天台宗・鎮守は日吉神社か）と見られる。松林寺本尊木造千手観音立像は、明治初年の廃寺によって現在羽賀寺に移されているが、体内に長寛3年（1165）の再建造立銘文があり、重要文化財に指定されている。また、古くより小浜の竹原あたりを雲浜と呼ぶが、古代には千種の森（雲月宮）周辺まで海岸であったと推定されることから雲浜の名称は「若耶之名区」雲月宮の鎮座に関係があるものとも考えられる。

〔付記〕

特別展「サバ街道と都の文化」、および国府周辺調査におきましては、木下良先生のご指導ご講演をたまわり、その後の調査におきましても大森宏氏、久保智康氏、竹村利夫氏、山口文温氏の温かいご指導、ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。また、小稿をまとめるに際して当館永江秀雄氏をはじめ多数の方々のご教示、ご指導、資料提供を賜りました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

（当館学芸員）



▲谷田部集落と谷田部坂（中央山並の低い所）を望む



▲谷田寺（小浜市谷田部）



▲赤松神社〔文室前赤松神社〕（小浜市尾崎）



▲南川左岸の堂谷（尾崎の旧所在地）



▲木造大日如来坐像・不動明王立像・愛染明王立像（小浜市尾崎 円照寺）



▲尾崎より生守集落（中央）を望む（左は堂谷、右は野寺）



▲野代集落〔野田井〕（中央）と野寺集落（左）



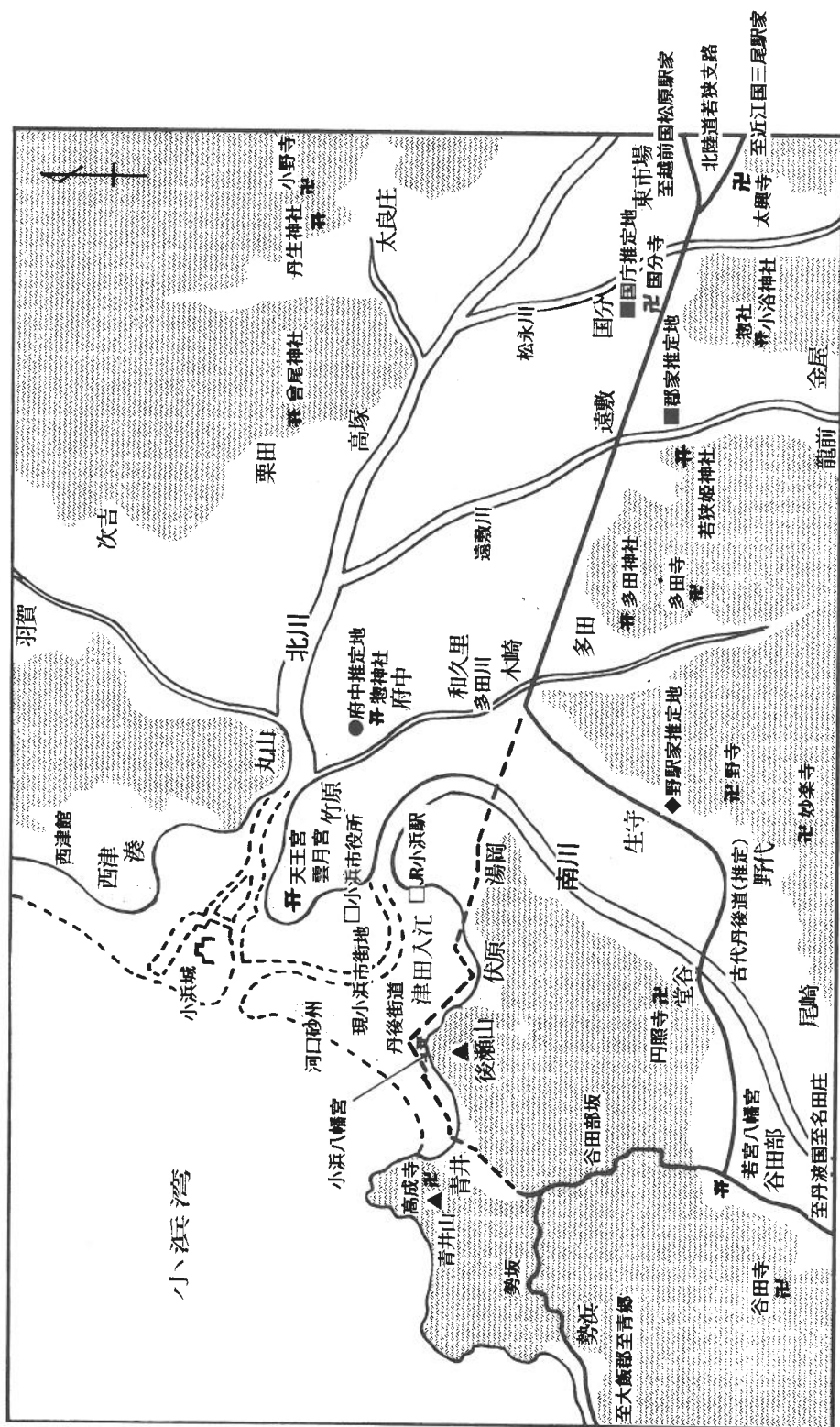
▲野寺集落（小浜市野代）



▲青井集落（青井山）と小浜市街地西部



▲小浜八幡宮（小浜市男山）



▲ 古代の小浜周辺推定図 (奈良～平安時代の状況推定図に、城郭・市役所等目印になる構造物の位置を加えた)
(なお太い点線は丹後街道、細い点線は明治初年の海岸線・河川である)



▲若狭敦賀之絵図〔部分〕（小浜市立図書館酒井家文庫所蔵）（画面中央で丹後街道から分岐した道が南川を渡り谷田部集落へ入る）